

農薬の適正使用について

農業経営課 地域支援係
渡辺 博幸



農薬の安全性

農薬の安全性（農薬登録制度）



農薬取締法により、登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用が可能

安全性が確認されない農薬は登録されない
(=使用できない)

農薬登録申請時に提出が必要な毒性等の試験成績

1. 毒性試験（急性、慢性、発がん性、繁殖毒性、催奇形性、変異原性など）
2. 動植物体内での農薬の分解経路と分解物の構造等の情報
3. 環境影響試験（土壌、水中、水産動植物、水質汚濁性）
4. 残留性試験（農作物、土壌）

など

農薬の安全性②

安全性の基準

①残留農薬基準（人が食べても影響のない量）

②登録保留基準（環境に影響しない量）

③農薬の使用基準（農薬の使用量、方法）

①と②の基準を超えないように③農薬の使用方法が設定されている



農薬を使用する場合は使用方法を守る必要がある！

農薬の適正使用①

農薬使用基準

→安全性を担保するための基準

遵守義務事項

- ①適用作物以外に使用しないこと
- ②使用量または使用濃度を守ること
- ③使用時期を守ること
- ④総使用回数を超えて使用しないこと

農薬の適正使用②

農薬ラベルの表示例



農林水産省登録番号 第〇〇〇号	
種類名	●●水和剤
商品名	△△△△水和剤
用途	殺虫剤
性状	類白色水和性粉末
毒性	普通物
有効成分	●● 50.0% 鉍物質粉末等 50.0%
登録業者	□□□□農薬株式会社
最終有効年月日	20△△年10月

作物名	適用病害虫	希釈倍率・使用量	使用方法	使用時期	本剤の使用回数	●●を含む農薬の総使用回数
①		②		③	④	
キヤベツ	アブラムシ類	1000～2000倍	散布	収穫7日前まで	3回以内	3回以内
	コナガ、アオムシ	1000～1500倍				

農薬の適正使用③

①適用作物以外に使用しない

適用作物＝農薬のラベルに記載された作物

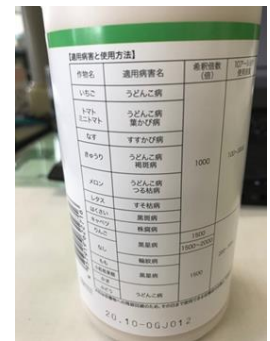
× ナス科のトマト、ナスに適用があるため、同じナス科のピーマンに使用

<注意1>適用作物のグループ化

例) 非結球アブラナ科葉菜類など

- ・ どの作物がそのグループに入るかわからないときは農林水産省のHPで確認する

<注意2>土壌処理剤にも適用作物が決まっている。



似ている野菜でも要注意！

◎まぎらわしい適用作物名

- ・トマト⇔ミニトマト
- ・ねぎ⇔わけぎ⇔あさつき
- ・しょうが⇔うこん
- ・そらまめ⇔未成熟そらまめ

農薬の適正使用④

②使用濃度を守る

使用濃度＝希釈倍数（例）1,000倍

× 農薬をタンクに目分量で入れた。

薬剤は正確に計量して使用すること！！



<注意>

希釈倍数が幅をもって記載されていることがある。
例) 1,000～2,000倍



③使用時期を守る

例)「収穫〇日前まで」?

収穫前日まで

→収穫作業の24時間前

＜注意＞除草剤

雑草の生育段階(「雑草発生前」「〇葉期まで」「雑草生育期」など)の記載あり。

農薬の適正使用⑥

④総使用回数を超えて使用しない

総使用回数は・・・

- ・ **農薬成分ごとにカウント**
- ・ 種苗への使用も含む
- ・ 土壌処理など播種前の使用も含む

作物名	本剤の使用回数	〇〇を含む農薬の総使用回数
りんご	5回以内	<u>7回以内</u>

例

- 〇〇成分を含むA剤 2回
- 〇〇成分を含むB剤 5回

まとめ

とにかくラベルをしっかりと確認！

- ① 適用作物、使用濃度（量）、使用時期、総使用回数は絶対守る！
- ② ラベルにある使用上の注意事項（防護服着用、魚毒性など）もしっかりと確認し、実行する！